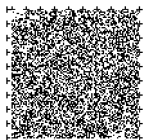


笹川委員提出資料



東京都障害者施策推進協議会専門部会に対する意見

公益社団法人東京都盲人福祉協会
会長 笹川吉彦

障害者の就労について

最近における障害者の雇用の実態は上昇の傾向にあり、厚生労働省の発表によれば、8年連続上昇となっております。しかし、視覚障害者の就労については、年々減少の傾向にあります。特に東京都においては全国平均を下回っており、その原因を明らかにするとともに、東京都独自の具体策を講じる必要があります。

具体例：本会が設置経営している就労継続支援B型事業所では、平成23年4月1日開設以来、一般就労できた者は僅か1名に過ぎず、それも弱視者です。

どのような仕事に就くとしてもまず視力が必要とされます。この悪条件を克服して就労するとなると、多くの問題を解決しなければなりません。また雇用主の視覚障害に対する理解が必要です。これらの問題は個人的には容易に解決できる問題ではなく、東京都のバックアップがなければ解決することはできません。就労にあたってまず要求されるのは、単独で通勤できるか否かで、来年度から同行援護事業の適応が認められるやに聞いており一歩前進といえます。

次に問われるのは職場への適応で、一人でトイレに行けるか、階段の上り下りは一人でできるか、食事は一人でできるかなど視覚障害への無理解です。もちろん就職を希望する以上はこれらの問題を克服した上でのことですが、こうしたことすら理解されないのが実情です。

そこで、下記事項について資料を提出するとともに東京都の視覚障害者の就労に対する考え方を明らかにして頂きたい。

1. 障害者の就労の実態を、身体、知的、精神ごとに明らかにするとともに、特に身体の場合、肢体不自由、聴覚言語、内部障害、視覚障害の数値を明らかにして頂きたい。
2. 一般企業に対する働き掛けがどのように行われているのか、特に障害者差別解消法（仮称）施行以後の企業に対する働き掛け。
3. 法定雇用率（未達成の企業に対する具体的な働きかけは）
4. 視覚障害者の就労に対する東京都の取り組みは。

